



ものづくり広報

令和6年度 ベーシック研修を開催しました

ベーシック研修は、新規採用従業員および入社後間もない従業員の方を対象に、「現場で役立つものづくりの心得」と「ものづくりの基礎知識」について、講義とグループ活動を通じて習得する研修です。

今年度も募集人員を超え多くの申し込みをいただき、日程を2回に分け、計13社24人に実施をさせていただきました。

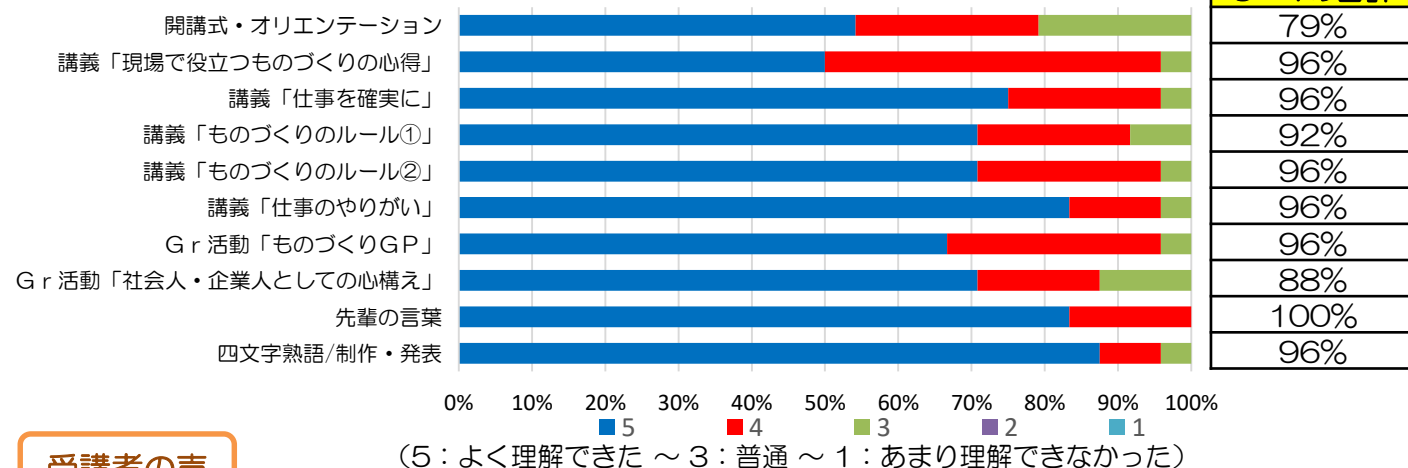
参加が難しい企業様については、企業様に講師を派遣させていただき、出前でベーシック研修を実施しました。

受講生にはプログラムごとに5段階で理解度を記入していただくアンケートに回答いただきました。アンケート全体で「2」・「1」の回答はなく、各プログラムで「5」・「4」が7割以上を占め、研修の内容をよく理解していただけたと思います。



▲今年度のベーシック研修の様子

プログラム別理解度



受講者の声

- ・社会の一員であること、自分の仕事をよりよくこなす方法など、多くのことを学びました。
- ・これからかわる生産業務についても知ることが出来たので満足感があった。
- ・講座の最後に毎回まとめがあった為、学んだことを整理し易かった。
- ・違う職場の人たちと交流できる機会は中々ないので新鮮で楽しかったです。
- ・座学はもちろん、グループワークもとても勉強になり、無事故への努力、人との関わり方を学んだ。
- ・講師の方々がとても親切でコミュニケーションもとやすかった。
- ・今回学んだことを普段の生活でも意識して仕事に役立てたいと思う。
- ・会社に戻っても目標を掲げながら日々努力していこうと思いました。

令和5年度 合同企業説明会 in すずかを開催しました

求職者に地元の魅力ある企業を紹介し、就職へとつなぐ場として、令和6年3月23日に「令和5年度合同企業説明会 in すずか」を開催しました。

156人の求職者に参加いただき、参加企業（38社）とマッチングすることができました。

【問い合わせ先】鈴鹿市産業振興部産業政策課雇用経済政策グループ TEL：059-382-8698 FAX：059-382-0304

令和6年度 「選択講座研修」を開催します

「選択講座研修」開催にあたり、各講座の受講者を下記のとおり募集します。

対象 現場のリーダークラスを対象にした研修です。（受講料無料）

特徴 抱えている悩みや問題、困り事から脱出する知恵を学べます。

仲間と上手く仕事をする技を学べます。

少人数で講師とフェイス・ツー・フェイスで座学と演習から学べます。



と き

※同内容で後期の日程でも実施予定です

講座	前 期	申込締切日（前期）
安全	7月2日、9日	6月21日
品質	7月16日、23日、30日、8月6日	7月5日
生産&製造	8月20日、27日、9月3日、10日	8月9日

後 期	申込締切日（後期）
11月5日、12日	10月25日
11月19日、26日、12月3日、10日	11月8日
12月17日、24日、1月7日、14日	12月6日

原則火曜日に実施、各日2時間の講座です。午前の部・午後の部を選んでご参加いただけます。

午前の部：9時30分～11時30分 午後の部：13時30分～15時30分

ところ ものづくり産業支援センター会議室（市役所別館第3 2階）

※お車でお越しの際は、市役所の立体駐車場をご利用ください。

定 員 午前の部・午後の部ともに、各講座5人まで（先着順）

内 容 安 全 ：「安全は全てに優先する」、「職場の不安全個所と不安全作業を無くそう」

品 質 ：「品質管理の必要性和方法」、「品質改善の取り組み」、
「品質を守る仕組みと改善の進め方」、「再発させない仕掛け」

生産&製造：「生産管理とは」、「自社生産管理を改善する製造管理とは」、
「自社の製造管理を振り返る」、「自社の改善点を考える」

申込み 産業政策課ものづくり産業支援センターへお問い合わせください。

企業のボランティア清掃活動を支援します

市では地域の市道を主とした市管理地を清掃していただくボランティア活動を支援しています。企業の皆様がCSRの一環として実施される場合も対象で、企業の皆様への支援件数も、次のとおりございます。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数	41件	39件	45件



既にボランティア活動を行っていただいている場合や、この支援を活用して新たにボランティア清掃活動を始めたい企業の皆様は、お気軽にお問い合わせください。

【支援内容】ごみ袋の配布、清掃後のごみの回収

【依頼方法】回収希望日の1週間前までに「回収依頼書」と「回収場所の地図」を廃棄物対策課または地区市民センターに提出してください。また、依頼書1枚の提出で年度間を通じた複数の依頼も可能です。

※依頼書は廃棄物対策課または地区市民センターで入手できます。メールでの送付をご希望の方は廃棄物対策課へご連絡ください。

【注意事項】

- ・事業活動に伴う廃棄物は事業者の責任で処理をお願いします。
- ・ごみの回収は原則月曜日に行います。申し込み多数の場合は、回収日が火曜日以降になる場合があります。

【問い合わせ】鈴鹿市環境部廃棄物対策課 廃棄物対策グループ

TEL：059-382-7609 FAX：059-382-2214

【発行】鈴鹿市 産業振興部 産業政策課 ものづくり産業支援センター
〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号（別館第三）

TEL：059-382-7011 FAX：059-384-0868

E-mail：sangyoseisaku@city.suzuka.lg.jp